

次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

今の社会ではボランティア活動は重要な役割を果たしている。介護、福祉、教育、スポーツ、芸術、文化、環境保護、観光、祭り、国際交流、災害防止、事故防止などの分野での無報酬の活動は多い。最近では、日本の至るところで毎年大規模な自然災害が起きており、多くの人がボランティアで災害復旧活動に従事している。ボランティア活動が高校や大学のカリキュラムに組み込まれる場合もある。住民が通学路に立って子ども通学の安全指導を行うこともボランティア活動である。無報酬の公益活動は社会のあらゆる場面でみられ、ボランティア活動がなければ今の社会は成り立たないと言ってもよい。

他方で、注意義務や責任を負うことを嫌い、「注意義務がある」、「責任が生じる」と聞くと驚き、行動をためらう人が多い。損害賠償責任や刑事責任を負いたくないことは、洋の東西を問わないが、日本では、「責任」という言葉に独特のニュアンスがあり、それが漠然とした大きな不安をもたらしやすい。多くの人が法的責任の内容がよくわからないので、よくわからないことは得体の知れない魔物のように人々の不安をかき立てる。この不安には、責任問題が生じた場合に人々から非難されることに對する不安、会社にいられなくなるのではないかという不安、その地域に住めなくなるのではないかという不安、裁判になれば司直（注）から何をされるかわからないという不安（実際にはたいしたことは起きないのだが）なども含まれる。

時には、「責任を迫及するぞ」という言葉が相手を威圧するために使われることがある。日本では、「裁判をするぞ」という言葉が喧嘩の売り言葉になることがある。そういう人は、裁判についてよく知らないので簡単に裁判という言葉を持ち出すのだが、裁判手続の煩雑さ、立証の難しさ、時間と費用がかかることなどを知らずばひどく驚き、絶対に裁判などしない。

ボランティア活動は自発的な活動であり、「嫌なら、しない」という性格がある。そのため責任に對する不安がボランティア活動を萎縮させやすい。不安は、根拠があってもなくても生じるものだ。ボランティア活動には「嫌なら、しない」という性格があると言うと、反発する人がいる。しかし、自発性とはそういうものだ。

注意義務や責任を負うことは当たり前のことであり、ボランティア活動にも注意義務や責任が伴う。アメリカでは五歳の子どもでも注意義務を負うが（樋口範雄『アメリカ不法行為法』弘文堂、二〇〇九、一三三頁）、日本では、子どもが小さい時は、子どもの代わりに親が責任を負う（民法七一四条）。街中を歩く場合には、他人にぶつかってけがをさせないようにすべき注意義務を誰でも負っている。市民に應対する自治体の職員は、市民に間違った指示をしてはならないという職務上の注意義務を負う。注文を受けた飲食店の店員は、注文通りの料理を出す注意義務を負う。ガソリンスタンドの店員は、ガソリンと軽油を間違えないようにすべき注意義務を負う。注意義務を負うことは当たり前のことであり、誰でも朝から晩までさまざまな注意義務を背負って生きている。しかし、そのような注意義務は事故さえ起きなければ問題になることがなく、注意義務を意識する必要もない。通常、当たり前のことは言葉にすることもない。しかし、それをあえて言葉にして「注意義務がある」と言うと、とたんにその言葉が人々の不安をかき立てやすい。注意義務を負うことに不安を持ち始めれば、際限のない不安に悩まされることになる。それはある種の「責任不安神経症」である。

法律家は、「誰でも注意義務を負っている」と聞いても、それは当たり前のことなので、何も感じない。しかし、法律家以外の人は注意義務を特別なものと考え、注意義務を負うことが直ちに大きな不利益をもたらすイメージを持ちやすい。社会の中で誰もが注意義務を負って生きており、注意義務をまったく負いたくない人は、無人島で一人暮らしすほかない。

注意義務を負っても、事故や損害が生じない限り、責任が現実化しない。注意義務を課されることに不安を感じる人は、注意義務を意識しないことで安心を得ようとする。しかし、注意義務を無視することで安心感を得ても、注意義務が消えてなくなるわけではない。事故が起きて初めて注意義務を自覚して慌てる人が多い。責任に對する不安の中に、世論の非難に對する不安も含まれている。事故などの責任問題が生じれば、世論から厳しく叩かれることが多い。ボランティア活動中の事故は、交通事故などに較べれば珍しいので、マスコミが大きく取り上げ、世論の非難の格好の材料になりやすい。現在はインターネットなどを通じた事故の加害者に對する世論からのバッシングが激しい。

（溝手康史 『ボランティア活動の責任』 共栄書房 二〇二二年より

なお、出題にあたり一部文字の表記を変更した箇所がある。）

（注） 司直・・・法律によって事の曲直を裁く役人。裁判官。

設問

この文章は、実際に災害ボランティア活動に参加の経験を持つ弁護士によって記述されたものです。はじめに、著者の述べていることを二〇〇字程度で要約しなさい。次に、著者の述べていることを踏まえて、ボランティア活動で負う注意義務や責任に伴う不安を軽減し、日本のボランティア活動を発展させるためには、どのような工夫や取り組みが必要か、あなたの考えを六〇〇字程度で述べなさい。全体で八〇〇字以内（厳守）とします。